

平成27年度法人本部事業計画

【社会福祉法人ふじの園基本理念】

キリストの愛と光によって導かれた子どもたちの尊厳と幸福を目指します

1 運営方針

厚生労働省は、社会保障審議会福祉部会を立ち上げ、社会福祉法人制度の見直しを進めています。今後、経営組織の在り方、業務運営・財務運営の在り方、運営の透明性の確保の在り方等について具体的な方向性が見えてくるものと思われます。また、各施設においても、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が本格的に施行されることにより施設を取り巻く環境も大きく変わろうとしています。私たちは、国の制度とともに利用者ニーズ・地域ニーズを的確に捉え、地域の子育ての拠点となるよう法人・施設の機能を最大限に発揮して地域住民の付託に応えていきたいと考えています。

2 法人運営

(1) 法人理事会の開催

平成 27 年度は 4 回程度の理事会を開催し議案の審議を諮ります。規則や規程についても法令等の改正に合わせて適宜改正を行い、法人・施設の適正な運営を図ります。

(2) 利用者の権利擁護と法令順守

法人役員及び各施設職員が、子どもの人格と人権を尊重し子どもの最善の利益を最優先とした養育・支援を目指します。また、子どもの権利擁護について法人全体で法令遵守と倫理意識の涵養を図ります。

(3) 法人本部と施設との連携

法人本部と各施設の連携を強化し情報の共有化と施設運営の適正化に努めます。法人理事長、各施設の園長、副園長による業務連絡会を開催するとともに事務会計部門についても定期的な連絡会を開催します。

(4) 積極的な情報公開

社会福祉法人は、公益性の高い事業を行っていることから法人業務及び財務等に関する情報について広く一般の方の閲覧が容易に可能となるようホームページや広報等により積極的に情報を公開します。

(5) 地域への貢献

法人としても地域のニーズを的確に把握し、講演会の開催等より積極的に地域の子育て支援策を具体化し実施します。

(6) 職員の資質の向上

法人運営の根幹は職員であることから法人・施設の職員としてふさわしい資質を身に付けるとともに社会福祉事業を展開するうえでの専門性を習得するために法人理事長の講話や外部研修へ積極的に職員を派遣します。

平成27年度一関藤の園事業計画

一関藤の園基本理念

『祈りと感謝の心』

私たちは、キリストの愛の精神に基づき、子どもの生命と人権を守り、自己実現と自立のために継続的な養育を通して子どもの最善の利益の実現をめざします

養護方針

私たちは、日本国憲法、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法の精神を尊重しキリスト教の理念である愛と平和と平等をもとに子どもの育ちを保障し次に掲げる養護方針を実践します。

- (1) 私たちは、家庭的養護と子ども一人ひとりのニーズに応じた養育をおこないます
- (2) 私たちは、子どもの発達を保障し自立支援の充実につとめます
- (3) 私たちは、子どもの心身の回復をめざした支援をおこないます
- (4) 私たちは、家族との信頼関係を築き連携・協働した支援をおこないます
- (5) 私たちは、継続的な支援と連携アプローチによる支援をおこないます
- (6) 私たちは、ライフサイクルを見通した支援をおこないます

養護目標（めざす子ども像）

自己実現のために個性や可能性を最大限に発揮して未来を切り開く子ども

- (1) 『ありがとう』と言える子どもの育成
(素直に感謝の気持ちを表現できる子ども)
- (2) 『ごめんなさい』と言える子どもの育成
(素直に自分のおこないを振り返ることができる子ども)
- (3) 『お願いします』と言える子どもの育成
(良好な人間関係を築くことができる子ども)

【基本理念の説明】

一関藤の園は、カトリックの精神を基盤に運営されている施設です。一人ひとりが大切にされるという「人間の尊厳」の追求であり、一人ひとりが支え合うことで結ばれる愛の実践によって「人間らしく生きられる社会」を実現していくことがカトリック施設の使命であると考えています。

私たちは、キリストの愛に倣い、子どもたち一人ひとりをかけがえのない存在として受け止め、子ども自身の持っている能力を最大限に引き出し、自分らしく幸せに生きていくことができるように支援していくことを基本理念としています。

大 目 標 『安全感・安心感・安定感のある施設創り』

平成 27 年度に向けて

平成 27 年度は「家庭的養護推進計画」の始期にあたります。第 1 期（平成 27 年度から 31 年度）では地域小規模児童養護施設を 1 か所増やし本体施設定員を 36 人にする計画です。平成 27 年度中に準備を進め、平成 28 年 4 月から開設を目指します。併せて、ユニット制による家庭的養護の推進に向けて、より一層支援内容の充実を図り、学習・進学・進路支援に特に力を入れていきます。

運営管理については、職員教育・研修を充実させ人材の育成を図るとともに平成 27 年度から個別対応職員が専任となることから専門職の連携を強化します。また、施設の高機能化に向けて、地域の子育て支援事業として子育て相談窓口の設置や子育て広場の開設を目指します。

(1) 施設運営

施設運営の方針『健全な施設運営を図り、良質なサービスを提供する』

施設運営の目標『職員の連携による施設機能の強化』

～第三者評価（5～8 領域） 65%から 80%へ～

○平成 27 年度施設運営重点施策

	重点施策項目	施策の目的・概要
1	地域小規模児童養護施設開設の準備	家庭的養護推進計画に盛り込んだ地域小規模児童養護施設の開設の準備を進め平成 28 年度 4 月の開設を目指します。開設時には本体施設定員を 36 名とします。
2	第三者評価の受審	平成 26 年度に引き続き第三者評価を受審します。平成 26 年度の評価結果を踏まえ、全体の基準充足率を 70.1%から 80%以上の充足率を目指します。
3	事故防止と安全対策	防災委員会が中心になり災害時の安否確認の方法や地域住民との防災訓練の実施、ヒヤリハットの要因分析等、安心・安全な施設作りを更に進めます。
4	地域の子育て支援	子育て相談窓口の設置や子育て広場の新設、子育てに関する講演会など、地域の子育ての拠点となるような事業を展開していきます。
5	職員体制の整備と連携	職員体制を整備し処遇職員と専門職との連携、フロアの縦の関係、プレイルームとユニットの関係など職員の連携を密にしながら協力体制を構築していきます。
6	標準的な実施方法の確立	標準的な業務マニュアルについて、定期的に検証し、必要な見直しを実施します。見直し後の情報共有や周知、新任職員への教育など実施方法の確立を図ります。
7	地域との連携	地域行事に積極的に参加するとともに施設の行事にも来訪して頂くような取り組みを行います。また地域の福祉ニーズを把握するため児童民生委員との懇談会を実施します。

(2) 養育関係

平成 27 年度養育の方針 『ユニット制による養育力・支援力の充実』

平成 27 年度養育の目標 『利用者の個別ニーズに応じた自立支援』

～第三者評価（1～4 領域） 73%から 80%以上へ～

○ 平成 27 年度養育関係重点施策

	重点施策項目	施策の目的・概要
1	ユニット制による基本的な生活習慣の獲得	児童一人ひとりが生活の主体者であることを認識し、児童の意向を慎重した養育に努めます。規則正しい生活を通して基本的な生活習慣の習得に支援を図ります。
2	個別ニーズの把握と対応	ユニット職員と個別対応職員や心理療法担当職員、看護師等の専門職が連携して個別ニーズの把握に努め対応します。今年度から個別対応職員を専任とし個別対応の充実を図ります。
3	実効性のある自立支援計画	自立支援計画のアセスメントの手法や作成手順の見直しを行ない、より実効性のある計画を立案します。また、月間育成記録やホーム会議のあり方についても検討していきます。
4	権利擁護の推進	プラバシー保護のマニュアルの見直しや不適切な関わりの防止を図るとともに職員教育の充実にも努め児童の権利擁護の意識を高めていきます。
5	学習・進学・進路支援	職員による学習支援チームを作り学習支援の充実を図ります。今までの学習支援のあり方を検証し実効性のある支援を行ないます。また学習ボランティアを積極的に採用していきます。
6	食育の推進	ユニットでの調理・食事のあり方を検討するとともに「食」に関する様々な体験ができるように努めます。また、給食職員による食育実習を学童以上の児童に実施します。
7	ジェノグラム&エコマップの作成	全児童のジェノグラム&エコマップを 4 月末までに作成します。作成することによって家族の状況や支援機関が明確となり児童とその家族の支援の充実を図ります。
8	苦情解決事業の再構築	要望・苦情の体制を再構築して、利用者がより要望や苦情が出しやすい環境を整備します。また、気軽に他の相談機関に相談できるように苦情解決事業の充実にも努めます。
9	家族への支援	家族との良好な関係を築き、家族のニーズをくみ取り支援の充実を図ります。来年度の家庭支援専門相談員の専任化に向けて業務内容の整理し実効性のある支援を展開していきます。
10	アフターケアの推進	家庭訪問や職場訪問など個別のアフターケア計画書を作成し計画的に実施します。リービングケア（退所準備ケア）についてもプログラムを作成して実施します。

平成27年度一関藤保育園事業計画

一関藤保育園基本理念

『常に神に感謝の心で相互愛に生きる』

保 育 方 針

「保育所保育指針」に基づき、「質の高い養護・教育の機能」、「保護者に対する支援」、「保育士の専門性の向上」を目指します。

運 営 方 針

児童福祉法に基づき、幼児の保育を行います。また、保護者の気持ちに寄り添い、家庭と連携を蜜にして子どもの最善の利益を守り心身ともに健やかに育てます。

日常の保育では

1. 子どもの健康状態に常時気を配りながら戸外でのびのびと遊ばせ、自然に親しめる環境を多く与えるように配慮します。
2. 自由な遊びは、教材の設定に気を配り、興味を持って集中できる環境を作ります。
3. 異年齢との交流を大切に、大きい子、小さい子、強い子、弱い子、障がいのある子も共に生活することにより、思いやりのある優しい心を育てるように配慮します。
4. 家庭と園が一体となって保育園が楽しい安定した場所となるために、保護者と密接な連携をとり、ニーズを的確に把握し、責任ある態度をもって保育にあたります。

保 育 目 標

個々の可能性を見極めながら

- ☆ 明るく元気で困難、失敗を恐れず、意欲的に最後まで取り組む力
- ☆ 思いやり、感謝の心、奉仕の心
- ☆ 自ら考えて、行動し奉仕を惜しまない力

●● 年間保育計画 ●●

月	保 育 の ね ら い
4	進級の喜びをもつ。新しい生活環境に慣れ、喜んで登園する。 友達と一緒に戸外で身体を動かして遊び、健康に過ごす。
5	元気に先生、友達に挨拶ができる。散歩や戸外遊びなどを通して草花、虫に触れ、春の自然に興味をもつ。集団生活の決まりを知り、元気に遊ぶ。
6	花や野菜の成長に気付き興味をもつ。いろいろな動物に興味を持ち、表現して遊ぶ。 戸外活動を楽しみ、丈夫な身体をつくる。
7	いろいろな夏の遊びを楽しむ。遊びのルールを知り、友達と仲良く遊ぶ。 身近な虫、植物の成長を観察する。
8	夏の遊びを十分に楽しむ。 郷土の行事に参加し生活体験をする。
9	運動会をみんなで楽しむ。必要な決まりを知り、協力しようとする気持ちを持つ。身近な秋の自然の変化を知る。
10	木の実、木の葉の変化に気付き、自然の変化を知る。戸外で元気に運動したり、遊んだり、友達と行動する楽しさを知る。
11	自然の変化について興味を持ち、落ち葉などを利用して楽しむ。 働く人々について知り、身近な人への感謝の気持ちを持つ。
12	クリスマスを待つ心を育てる。クリスマスをみんなでお祝いする。 冬の自然や社会事象に関心を持つ。
1	お正月遊びを通して日本の伝統を知り、文字や数にも興味を持つ。 冬の自然事象に気づいたり触れたりして楽しむ。
2	冬の自然に興味や関心を持ち雪や氷に触れて遊ぶ。 風邪の予防のためうがい、手洗いをする。
3	春の訪れを身近なものから気付いていく。 入学、進級することへの期待と自覚を持つ。

●● 特別保育事業 ●●

	事 業 内 容
1	延長保育事業
2	特別支援児保育事業（音楽療法、かるがも教室カンファレンス、育児相談等）
3	地域活動事業（老人ホーム訪問、世代間交流体験）
4	キャリア教育事業（中学生の社会体験学習の受入れ）

●● 年齢別保育計画 ●●

年齢	保育のねらい
0 歳児	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭での生活を大切にしながら、保護者と連携を図り心身ともに快適な状況の中で安定した生活の流れをつくる。 • 安心できる保育者との関係の中で、食事、排泄などの活動を通して自分でしようとする気持ちの芽生えを大切に育てる。 • 気候や体調に気をつけ、戸外遊びや散歩などで自然に触れることを楽しむ。 • 自分の思いを表現しながら、友だちと関わっていく楽しさを知る。
1 歳児	<ul style="list-style-type: none"> • 個々の生活リズムを大切に、要求を満たし保護者に親しみ安心して過ごす。 • 身の回りのことに興味を持ち、自分でやってみようとする。 • 色々な遊びを通して十分に身体を動かすことを楽しむ。 • 保育者や友だちと言葉の簡単なやり取りを楽しむ。 • ごっこ遊びや見立て遊びをし、友だちと関わりながら遊ぶことを喜ぶ。 • 戸外遊びや散歩を楽しみ、身近な自然に親しむ。
2 歳児	<ul style="list-style-type: none"> • 環境や保育者に慣れ安心して過ごす。 • 保育者と一緒に食事や排泄、着脱などの簡単な身の回りのことをしようとする。 • 保育者や友だちと簡単なイメージを共有して楽しむ。 • 簡単なルールのある遊びを保育者や友だちと一緒にこなす喜びを感じる。 • 戸外に出かけ、自然に触れたり、季節の変化を感じたりする。 • 自分の思いを簡単な言葉で伝えようとする。
3 歳児	<ul style="list-style-type: none"> • 園での生活の分かり、保護者に見守られながら身の回りのことを自分でしようとする。 • さまざまな活動に興味を持ち、友だちと関わって遊ぶ楽しさを実感する。 • 友だちと一緒に遊ぶ中で、約束や決まりがあることを知る。 • 基本的な生活習慣が身につく、自分で行動できるようになる。 • 経験したこと、感じたこと、想像したことなどを様々な方法で表現することを楽しむ。 • 異年齢児の友だちと一緒に遊びながら関わりを広げていく。
4 歳児	<ul style="list-style-type: none"> • 生活や遊びの中でのルールが分かり、それを守るようにする。 • 苦手なことにも挑戦したり、様々な活動を通し自信や達成感を味わう。 • 行事など共通の目的を持って活動することで、友だちとのつながりを深める。 • 身近な自然と十分にふれあい、興味を持ったり遊びに取り入れたりして楽しむ。 • 自分で考えたことや経験したことを保育者や友だちに話し、伝え合うことを楽しむ。 • 友だちとのつながりを広げ、集団生活の中でも自分の力を発揮できるようにする。
5 歳児	<ul style="list-style-type: none"> • 最年長になったことを自覚し、基本的な生活習慣やルールを再確認しながら様々な活動に意欲的に取り組む。 • 自分の力を十分に発揮して、遊びや行事に取り組み達成感を味わう。 • みんなでひとつの目標に向かって取り組みながら仲間意識を深める。 • 見通しを持って生活し、自己を十分に発揮して自信を持って活動できるようにする。 • 挨拶の心地よさの大切さを知り、自分から進んで行なう。

●● 保護者への子育て支援 ●●

1. 仕事を持ちながら子育てをする母親を保育士は理解し、子どもの現状や発達について話し合います。保護者の信頼関係を深めるよう努力するとともに保護者が子どもの現状をよく理解するよう支援します。
2. 園からの情報提供は、「園のたより」、「クラスだより」、「給食だより」、「献立表」等、連絡ノートや諸連絡の掲示により行います。
3. 各行事後のアンケートの実施により意見を聞くようにします。

●● 保護者への情報提供等 ●●

- ・ 一関藤保育園 重要事項説明書（運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等）
- ・ 園便り、クラス便り、給食便り、保健便り、献立表を配布
- ・ 乳児の授乳、離乳、離乳食、アレルギー除去食などに関して保育士、栄養士との面談
- ・ 給食の展示（普通食、離乳食、おやつ）
- ・ P T A総会において年間保育事業についての報告
- ・ 保育参観、給食試食会ほか保護者参加の行事の開催
- ・ 園で取り入れているモンテッソーリ教育についての園便り
- ・ 諸連絡を掲示板で周知、行事スナップ写真など展示
- ・ ホームページ開設によりインターネットからの情報提供
- ・ 連絡ノートを通して情報の共有
- ・ 個人面談による相互理解
- ・ 各行事後のアンケートの実施
- ・ 送迎時の口頭連絡による信頼感や親近感の醸成
- ・ 保護者からの園の担任への要望に関する対応